

[illegible]

至 平成28年12月16日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成28年12月13日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第78号 | 平成28年度別海町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第79号 | 平成28年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第80号 | 平成28年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第81号 | 平成28年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第82号 | 平成28年度別海町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第83号 | 別海町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第84号 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第85号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第86号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第87号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第88号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第89号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第90号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第91号 | 別海町介護予防及び生活支援総合事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第92号 | 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第93号 | 別海町名誉町民の決定について |

日程第 2 3	議案第 9 4 号	尾岱沼漁港における公有水面埋立について
日程第 2 4	議案第 9 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふれあいランド）
日程第 2 5	議案第 9 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）
日程第 2 6	報告第 6 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第 2 7	報告第 7 号	専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）
日程第 2 8	報告第 8 号	専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）
日程第 2 9	報告第 9 号	専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）
日程第 3 0	報告第 1 0 号	専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）
日程第 3 1	報告第 1 1 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事請負契約）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 7 8 号	平成 2 8 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 7 9 号	平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 8 0 号	平成 2 8 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 8 1 号	平成 2 8 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 8 2 号	平成 2 8 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 8 3 号	別海町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 8 4 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 8 5 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 7 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 別海町介護予防及び生活支援総合事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 9 3 号 別海町名誉町民の決定について
- 日程第 2 3 議案第 9 4 号 尾岱沼漁港における公有水面埋立について
- 日程第 2 4 議案第 9 5 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふれあいランド）
- 日程第 2 5 議案第 9 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター各施設）
- 日程第 2 6 報告第 6 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 2 7 報告第 7 号 専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）
- 日程第 2 8 報告第 8 号 専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）
- 日程第 2 9 報告第 9 号 専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）
- 日程第 3 0 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）
- 日程第 3 1 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事請負契約）

○出席議員（16名）

1 番	小 椋 哲 也	2 番	外 山 浩 司
3 番	大 内 省 吾	4 番	木 嶋 悦 寛
5 番	松 壽 孝 雄	6 番	森 本 一 夫
7 番	今 西 和 雄	8 番	西 原 浩
9 番	沓 澤 昌 廣	1 0 番	小 林 敏 之
1 1 番	瀧 川 榮 子	1 2 番	戸 田 憲 悦
1 3 番	中 村 忠 士	1 4 番	渡 邊 政 吉
副議長 1 5 番	佐 藤 初 雄	議 長 1 6 番	松 原 政 勝

○欠席議員（ 0 名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三 副 町 長 佐 藤 次 春

教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
農 業 委 員 会 会 長	小 野 榮 一	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田 鶴 枝	産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
病 院 事 務 長	大 槻 祐 二	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏	農 委 事 務 局 長	山 崎 茂
総 務 部 次 長	浦 山 吉 人	建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸
教 育 部 次 長	下 地 哲	総 務 課 長	浦 山 吉 人
総 合 政 策 課 長	佐々木 栄 典	財 政 課 長	阿 部 美 幸
税 務 課 長	中 村 公 一	防 災 交 通 課 長	宮 本 栄 一
福 祉 課 長	山 田 一 志	介 護 支 援 課 長	今 野 健 一
町 民 課 長	青 柳 茂	保 健 課 長	小 湊 昌 博
老 健 事 務 長	伊 藤 輝 幸	農 政 課 長	門 脇 芳 則
水 産 み ど り 課 長	干 場 富 夫	商 工 観 光 課 長	川 畑 智 明
管 理 課 長	伊 藤 一 成	事 業 課 長	金 田 秀 幸
事 業 課 技 術 長	山 岸 英 一	上 下 水 道 課 長	小 島 実
学 務 課 長	入 倉 伸 顕	生 涯 学 習 課 長	下 地 哲
図 書 館 長	千 葉 宏	病 院 事 務 課 長	三 戸 俊 人

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

4 番 木 嶋 悦 寛 5 番 松 壽 孝 雄
6 番 森 本 一 夫

◎議長挨拶

○議長（松原政勝君） 平成28年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ、御出席をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、わが国の経済は直近の経済動向指数によると、景気は足踏み状態ではありますが、国は身近な経済政策を実行し、一日でも早く国民の生活実感が向上することを願っている次第であります。

昨年4月の改選で16名の議員が町民の代表として選出され、まもなく折り返しポイントとなります。昨年の御挨拶でも申し上げましたが、町民の負託を受けた私どもは、本町の発展と町民の住み良い街づくりのために精励し、自己の責務を深く自覚し、常に研鑽を深め、問題解決に向け、職務に邁進しなければなりません。

我々議会はこれまでも、分権時代に対応した町民本意の議会を確立するために議会活性

化に取り組んできましたが、本年は新たな発動として「議会活性化計画」を策定しました。

今後、議会活動の活性化を図り、市政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与したいと考えております。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

寒さが厳しい折から、議員各位には御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

開会 午前10時04分

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成28年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

12月1日及び7日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町長から提出されております案件は、全部で25件であります。

提出されました議案は、平成28年度各会計補正予算が5件、条例の制定が1件、条例の一部改正が9件、名誉町民の決定が1件、公有水面の埋立が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が2件、専決処分の報告が6件であります。

これら提出案件のうち、議案第83号の条例の制定1件を除いては、委員会への付託は省略すべきものと決定いたしました。

なお、報告第6号から第11号までの専決処分の報告6件につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月13日から12月16日までの4日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

二日目には、一般質問を行い、三日目は休会とし各常任委員会を開催し、議案の審査と調査を行います。

最終日は、町長提出議案の討論採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

また、本年第3回定例会において、平成27年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました、平成27年度各会計決算の認定第1号から第8号については、定例会最終日に委員長報告を受け、一括質疑のあと、各会計の討論・採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会日を一日設けて、各常任委員会での議案審査や所管事務調査など討議の時間を確保した日程としましたので、常任委員会の運営については、委員長初め、委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、大内議員、木嶋議員、小椋議員、中村議員、瀧川議員、今西議員、外山議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、効率的な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。

その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が4件、委員会提出案件が2件の計6件であります。

「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を佐藤副議長から、「大雨災害に関する意見書」を西原議員から、「JR北海道への経営支援を求める意見書」を松壽議員から、「地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書」を沓澤議員から、「新たな国民健康保険制度の円滑な実施を求める意見書」と「介護保険サービスの適切な確保と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の2件を福祉医療常任委員会からそれぞれ提出されます。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか町の職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に関わりやすくするために導入したものであります。

町長を初め、執行機関の並びに議員各位にはその趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの４日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１６日までの４日間に決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第５ 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） 本日、平成２８年第４回の別海町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様におかれましては、師走ということもあり、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定例会開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、産業の動向についてです。

酪農畜産の情勢で、町内の生乳生産は、１月から１０月末で対前年比１０１．９％の３９，０００トン、生産額では対前年比１０３．７％の３８６億３，０００万円となっています。

乳量については、７月までは前年を上回っていたものの、８月以降、夏の蒸し暑さによる乳牛のストレスに加え、収穫期の天候不順による牧草の品質低下等の影響から、前年を下回るようになってきており、今後の推移を注意深く見守っていく必要があります。

乳代について、本年度の乳価は全用途据え置きでしたが、生乳生産量の増加に加え、乳業者から乳製品向けの奨励費が手当てされたことで、２０銭の引き上げとなり、前年実績に対し３．７％の大幅増となっています。

牧草の収穫状況は、１番草が平年並みでしたが、２番草は９日おくれで終了しており、１０アール当たり１番草が２，２９１キログラム、２番草が１，２２６キログラム、合計３，５１７キログラムと平年比９２．７％の収量でした。

また、飼料用とうもろこしの収量は、１０アール当たり露地栽培で３，６９３キログラム、平年比６８．２％と大幅な減収となっています。

なお、生乳生産農家戸数は、本年２１戸が離脱していますが、６戸が新規就農し、１１月末現在で６８１戸となっています。

次に、水産業の状況です。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、１１月１９日で操業を終えましたが、漁獲数量は対前年比で野付漁協が５０％、別海漁協が２８％、全体では４３％の３，１３５トンと昭和５６年に次ぐ不漁で、金額でも５６％の２０億円にとどまりました。

また、１１月末現在の両漁協の総水揚げは、数量で対前年比８４％の２９，８６４トン、金額では９１％の１１８億４千万円と、秋サケの不漁により昨年を下回る状況となっております。

ります。

このような状況の中、12月1日からは冬期ホタテ漁が始まり、計画単価を上回る順調な出だしとのことから、歳末商戦を控え大いに期待しているところであります。

なお、秋サケ不漁の要因についてですが、北海道区水産研究所によると、全道的に漁獲対象の主群である4年魚の来遊不振が挙げられています。

これは、平成24年級の稚魚が海に降りた、平成25年春以降の海洋環境を検証した結果、北海道沿岸の水温が急激に上昇していたことが、稚魚減耗へ大きな影響を与えたとの見解を示しているところです。

次にエゾシカ駆除の状況と今後の予定ですが、エゾシカ駆除は、猟友会の協力を得て銃器による駆除を実施し、春駆除は1,113頭、秋駆除では794頭と、合計で1,907頭を駆除しています。

現在は、越冬地対策として、野付半島地区及び走古丹地区で、12月から3月までの予定で生態捕獲を行っており、今年度から「囲いワナ」の数を増し、更なる捕獲強化を図ることとしています。

次に、商工業と観光についてです。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、町内建築業者の受注機会確保を目的とした「地域貢献中小企業支援事業」が50件と、前年を15件上回る申請がありました。

また、開業支援、経営拡大助成等を目的とした「起業家支援事業」が3件、商店街活性化を目的とした「にぎわい商店街創造事業」が12件となっております。

観光客の入れ込み状況ですが、10月末現在で前年比2.4%増の26万6,056人となっております。

9月17・18日開催の「別海町産業祭」、10月9日開催の「西別川あきあじまつり」には、それぞれ大勢の町民や観光客が訪れ、秋の味覚を満喫していただいたものと考えおります。

今後も各種イベントや「食」とおして、交流人口の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、福祉施策についてです。

へき地保育園から認定こども園への移行についてですが、中春別へき地保育園は、計画に基づき、平成29年度からの認定こども園移行に向け、現在、根室振興局と調整を図りながら作業を進めているところです。

移行後の運営内容としては、地域アンケートや説明会等の結果から、保育を必要とする「2号認定子ども」の保育時間を、現在の8時間から保護者の就労状況等により11時間まで延長することとし、土曜日の開設や給食の提供を行うこととしています。

また、保育を必要としない「1号認定子ども」についても、希望により土曜日も含めて一時預かりを利用することが可能となります。

保育料については、ほかの町内私立及び公立の認定こども園と同様に、保護者の所得に応じた負担額へ変更となりますが、現行保育料からの上昇分については、穏やかな上昇となるよう、2カ年に渡って激変緩和措置を講じる予定です。

次に、公的介護施設等基盤整備事業についてです。

第6期介護保険事業計画に基づいて整備を行う、認知症対応共同生活介護サービス、いわゆるグループホームについては、第2回定例会の行政報告で申し上げたとおり、公募に

より決定したサービス提供事業者が、西春別駅前に整備を進めているところです。

この度、サービス提供事業者から今月中旬に建物が完成予定との報告を受けました。

完成後、町が建物等の検査を行い、その後、施設指定関係手続きとなり、予定どおり今年度中の供用開始となるものです。

次に、8月の台風により被災した道路の復旧状況についてです。

8月21日から23日にかけて、道東を通過した2つの台風の影響により、45路線50箇所が被災し、第3回定例会において復旧費の専決処分の承認をいただき、順次工事を進めてまいりました。

工事の進捗については、地元との調整により、当初、懸念していた2番草の収穫にも支障を与えることなく、11月30日をもって全箇所復旧を完了しています。

最後に、矢臼別演習場周辺まちづくり構想の策定についてです。

3ヵ年をかけて策定する本構想は、昨年度の基本構想に続き、本年度は基本計画、次年度は実施計画の策定を予定しています。

基本計画は、昨年度策定した基本構想で示された、基本理念、基本方針及び目指すべきまちの姿をもとに、整備を目指す施設や機能、活用方法についてまとめることとしています。

計画の中では、（仮称）生涯学習センターと防災食育センターの整備について検討を行うとともに、補助機関である北海道防衛局とも協議を行なっているところです。

しかし、検討を進める中で、2つの施設を本計画の中で整備するには、補助予算確保の難しさに加え、町民のニーズを取り入れた施設整備に対しても、様々な制約が予想されることなどから、本計画では、（仮称）生涯学習センターのみを整備することも視野に、現在検討を進めています。

なお、本計画から老朽化した学校給食センターの整備が外れた場合であっても、町として一体的に検討をすすめるなければならない施設であるため、引き続き本計画と連動しながら整備方法の検討を進めていく予定です。

現在は、職員による検討委員会や住民懇話会において検討を進めていますが、検討内容がまとまったところで、住民大会やパブリックコメント等を通じ、広く意見をいただいた上で原案をまとめ上げ、本年度末までに基本計画を策定してまいります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます

○議長（松原政勝君） ここで会議を暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等について上程された際に詳細を説明いたします

ので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が１９件、報告が６件です。

議案第７８号から議案第８２号までの５件は、平成２８年度各会計補正予算です。

議案第７８号の一般会計補正予算は、畜産競争力強化緊急整備事業の追加や基盤整備促進事業の国の内示額変更等により、２９億６,１５０万円を増額するものです。

議案第７９号の下水道事業特別会計補正予算では６０万円、議案第８０号の介護サービス事業特別会計補正予算では５２０万円を執行見込み額等の精査により減額するものです。

また、議案第８１号の町立別海病院事業会計補正予算では、医療機器の購入等により４,４９９万２,０００円を、議案第８２号の水道事業会計補正予算では、国営かんがい排水事業別海南部地区完了負担金の確定等により３億７,１０７万５,０００円をそれぞれ増額するものです。

議案第８３号は、「別海町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」です。

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員の選出の方法や定数の定めが変更されたことから、新たな農業委員の定数を条例で定めるものです。

次に、議案第８４号の「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正」は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の関係法令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第８５号から議案第８７号は、平成２８年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当をそれぞれ０.１月分増額する条例の改正を行うものです。

議案第８８号別海町の職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく、平成２８年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で０.２％、また、勤勉手当を一般職は０.１月分、再任用職員は０.０５月分引き上げし、本年４月１日にさかのぼって支給するものです。

それらのほか、扶養手当の見直しに係る段階実施について所要の改正を行うものです。

議案第８９号の「別海町町税条例」及び議案第９０号の「別海町国民健康保険税条例の一部改正」は、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法等の非課税等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第９１号の「別海町介護予防及び生活支援事業条例の一部改正」は、条例に基づき実施している介護予防に係る二つの事業が、平成２９年４月１日から実施予定の介護予防日常生活支援総合事業に移行して実施することとなるため、関係条文の整理を行うものです。

議案第９２号の「学校設置条例の一部改正」は、上西春別中学校新校舎の完成により、移転に伴い、条例別表に定める学校所在地を改めるものです。

次に、議案第９３号は、「別海町名誉町民の決定について」です。

「別海町名誉町民条例」の規定に基づき、本年５月４日に逝去された水沼猛前別海町長を別海町名誉町民に決定することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第９４号は、「尾岱沼漁港における公有水面埋立について」です。

尾岱沼漁港改良工事に係る公有水面埋立に関し、北海道知事から「公有水面埋立法」の規定に基づく意見を求められたことから、同意することについて議会の議決を求めるものです。

議案第９５号及び議案第９６号は、いずれも「公の施設に係る指定管理者の指定につい

て」であります。

平成29年3月31日をもって指定期間が満了する別海町ふれあいランドの2施設及び別海町総合スポーツセンター各施設について、新年度4月から、引き続き指定管理者による施設管理とするため、議会の議決を求めるものです。

次に、報告第6号は、和解及び損害賠償額の決定について行った「専決処分の報告」です。

本年9月20日に発生した職員の加害事故について、町の損害賠償責任を認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったものであります。

報告第7号から報告第11号までの「専決処分の報告について」は、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7　議案第78号から日程第11　議案第82号までの5件及び日程第13　議案第84号から日程第25　議案第96号までの13件、合わせて18件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第7　議案第78号から日程第11　議案第82号までの5件及び日程第13　議案第84号から日程第25　議案第96号までの13件、合わせて18件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第86号

○議長（松原政勝君）　日程第7　議案第78号平成28年度別海町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君）　議案第78号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度別海町一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億6,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億8,890万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。歳入で、「補正額」の欄で申し上げます。

1 款町税、2 項で2,751万3,000円の増。

1 2 款分担金及び負担金、2 項で47万6,000円の減。

1 4 款国庫支出金、1 項と2 項で449万9,000円の減。

1 5 款道支出金、1 項から3 項で25億5,738万6,000円の増。

1 6 款財産収入、1 項と2 項で352万円の増。

1 7 款寄附金、1 項で31万1,000円の増。

1 8 款繰入金、1 項で、3,970万円の減。

2 0 款諸収入、5 項で3億3,804万5,000円の増。

2 1 款町債、1 項で7,940万円の増。

歳入合計で29億6,150万円を増額し、歳入予算の総額を223億8,890万円とするものです。

次に3ページ。歳出です。

1 款議会費、1 項で42万8,000円の増。

2 款総務費、1 項、2 項、4 項で3億2,496万7,000円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で2,106万4,000円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で、785万6,000円の増。

6 款農林水産業費、1 項、2 項、4 項で26億1,764万円の増。

8 款土木費、2 項から5 項で3,624万3,000円の増。

9 款消防費、1 項で、2,100万4,000円の減。

1 0 款教育費、4 ページに続きますが、1 項から6 項で596万3,000円の増。

1 3 款給与費、1 項で、3,165万7,000円の減。

歳出合計で29億6,150万円を増額し、歳出予算の総額を223億8,890万円とするものです。

次に、5ページ。「第2表 債務負担行為補正」です。

今回の補正は、「追加」が5件となります。

1 件目、「防衛施設周辺障害防止事業」は矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務で、期間は「平成29年度」、限度額は「3,273万6,000円」。

2 件目、「根室中部3号主要幹線改良舗装工事」で、期間は「平成29年度」、限度額は「2億2,410万6,000円」。

3 件目、「中西別上風連線改良舗装工事」で、期間は「平成29年度」、限度額は「1億4,918万1,000円」。

次の2件は、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料」で、「別海町ふれあいランド」は、期間を「平成29年度から平成33年度まで」の5年間とし、限度額は「2,400万円」。

「別海町総合スポーツセンター各施設」は、期間を「平成29年度から平成31年度まで」の3年間とし、限度額を「3億414万2,000円」とするものです。

次に、「第3表 地方債補正」です。

今回の補正は「追加」と「変更」で、「追加」は2件となります。

1件目、「公共土木施設災害復旧事業」は、台風11号と9号による大雨被害が災害復旧事業債の対象となる見込みから追加するもので、限度額は「1,500万円」。

次の「小学校校舎等改修事業」は、野付小学校屋内体育館改修工事に係る設計委託料が起債対象となる見込みから追加するもので、限度額は「220万円」。

どちらも起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」というものです。

6ページをお開きください。「変更」は20件となります。

ページ中段、「西和地区基盤整備促進事業」から「東富岡地区基盤整備促進事業」までの3事業につきましては、いずれも補助事業で、国の内示額変更により事業量が増となることから、限度額を増額するものです。

清和地区は、「840万円」を「3,820万円」に増額。

富岡南地区は、「660万円」を「2,180万円」に増額。

東富岡地区は、「1,040万円」を「3,910万円」に増額するものです。

次に、下から5段目、「漁港改修事業」は、走古丹漁港の機能不全計画策定事業の取り下げにより限度額を「2,930万円」から「2,680万円」に減額するものです。

下段、「奥行地区文化財保存整備事業」は、道の地域づくり交付金内示額の変更に伴い、起債の限度額を「1,220万円」から「1,380万円」へ増額するものです。

その他の事業につきましては、事業費の確定、または精査によりそれぞれ限度額を増減するものです。

変更する全ての事業において「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

以上、「追加」、「変更」の合計で、補正前の限度額「18億2,202万2,000円」に7,940万円を増額し、補正後の限度額を「19億142万2,000円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、「1.総括」は省略し、「2歳入」から御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

「2歳入」です。目の欄で御説明いたします。

1款町税、2項1目固定資産税2,751万3,000円の増。決算見込みによるものです。

12款分担金及び負担金、2項3目農林水産業費負担金47万6,000円の減。国営かんがい排水事業別海南部地区償還金の農家負担分確定により減するものです。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金1,683万6,000円の増。認定こども園に係る施設型給付費負担金の増です。

2項4目農林水産業費国庫補助金233万1,000円の増。基盤整備促進事業に係る北方領土隣接地域振興事業かさ上げ補助金の増です。

5目土木費国庫補助金2,366万6,000円の減。事業費確定による防衛施設周辺道路整備事業補助金及び社会資本整備総合交付金の減となります。

次に11ページ。

15款道支出金、1項1目民生費負担金845万8,000円の増。認定こども園に係る施設型給付費負担金の増が主なものです。

2項2目民生費補助金57万2,000円の増。認定こども園に係る施設型給付費補助金の減が主なものです。

4目水産業費補助金25億5,337万3,000円の増。畜産競争力強化緊急整備事業補助金の増が主なものです。国の補正予算措置により、畜産クラスター協議会への補助金となるものです。

8目教育費、補助金210万円の減。奥行地区文化財保存整備事業に係る地域づくり総合交付金の減です。

12ページをお開きください。

3項1目総務費委託金177万3,000円の減。根室海区漁業調整委員会委員選挙費委託金確定による減です。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金325万7,000円の増。森林組合出資配当金の増が主なものです。

1項1目不動産売払収入26万3,000円の増。土地売払収入の増です。

次に13ページ。

17款寄附金、1項1目総務費寄附金30万円の増。本目新設で、北方領土問題対策費寄附金です。

3目教育費寄附金1万1,000円の増。図書購入費への寄附金です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、3,970万円の減で、今回の補正後の財政調整基金繰入予算額は7億5,710万円となり、予算上の基金残高は、平成27年度決算剰余金6,000万円を含めて22億9,231万3,000円となります。

14ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目雑入3億3,804万5,000円の増は、国営環境保全型かんがい排水事業別海南部地区償還金の水道事業会計負担分の増が主なものです。

次に15ページ。

21款町債、1項4目農林水産業債7,070万円の増。基盤整備促進事業債の増が主なものです。国の内示額の変更により、事業量が増となることによるものです。

その他は事業費の確定精査及び事業取り下げにより減するものです。

5目土木債、1,010万円の減。事業費確定により除雪機械購入事業債及び防衛施設周辺道路整備事業債を減するものです。

6目教育債、380万円の増。野付小学校屋内体育館改修工事に係る設計経費が起債の対象となる見込みから、校舎等整備事業債を増するものです。

また、奥行臼駅通所整備事業債については、道の交付金変更に伴って増となるものです。

7目災害復旧債1,500万円の増。本目新設で、台風による大雨被害が起債の対象となる見込みから、道路橋梁災害復旧事業債を増するものです。

以上が歳入となります。

次に歳出で、17ページをお開きください。

「3歳出」です。こちらも目の欄で御説明いたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 4 2 万 8, 0 0 0 円の増。議員期末手当の増です。

1 8 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 7 6 万 5, 0 0 0 円の増。表彰関係経費の増が主なものです。

2 目職員管理費 4 8 3 万 5, 0 0 0 円の増。1 9 ページに続きますが、臨時職員等の社会保険料及び人夫賃の精査による増です。

5 目財産管理費 3 億 2, 3 0 4 万 6, 0 0 0 円の増。2 0 ページになりますが、基金管理経費、減債基金積立金の増が主なものです。

国営環境保全型かんがい排水事業別海南部地区事業完了に伴う償還金の財源として、借り入れする地方債の今年度の償還財源に充てるため水道事業会計負担分を減債基金に積み立てるものです。

6 目企画費 2 2 万 6, 0 0 0 円の増。地域バス路線運行費負担金の増が主なものです。

7 目広報費 8 5 万 7, 0 0 0 円の増。2 1 ページに続きますが、広報べつかい印刷に係る業務委託料の増です。

8 目車両管理費 5 7 9 万 5, 0 0 0 円の減。当初採用予定していた嘱託職員の経費を減するものです。

1 5 項目地域情報化推進事業費 2 8 3 万円の増。地域情報通信施設基地局無線通信機器の購入費を増するものです。

2 項 2 目賦課徴収費 2 万 4, 0 0 0 円の減。固定資産管理システム導入事業及び賦課事務経費、それぞれ執行残を減するものです。

4 項、2 2 ページに続きますが、3 目根室海区漁業調整委員会委員選挙費 1 7 7 万 3, 0 0 0 円の減。根室海区漁業調整委員会委員選挙経費確定により減するものです。

2 4 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 4 万 1, 0 0 0 円の増。民生児童福祉委員協議会運営費補助金の増です。

2 目老人福祉費 5 4 0 万円の減。介護サービス事業特別会計の補正に伴い繰出金を減するものです。

7 目後期高齢者医療費 6 2 1 万 9, 0 0 0 円の増。平成 2 7 年度負担金確定に伴い、療養給付費負担金を増するものです。

2 項 1 目児童福祉総務費 3, 7 9 6 万円の増。2 5 ページに続きますが、認定こども園施設型給付費負担金の増が主なものです。

4 目保育園費 6 5 1 万円の減。上西春別保育園改修事業、事業費確定と各保育園運営経費精査により減するものです。

2 6 ページをお開きください。

5 目へき地保育園費 1, 1 4 4 万 2, 0 0 0 円の減。上春別へき地保育園改修事業の事業費確定と各へき地保育園経費精査により減するものです。

6 目児童館費 1 9 万 6, 0 0 0 円の増。児童館運営経費精査による増が主なものです。次に 2 7 ページ。

4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費 2 3 4 万 1, 0 0 0 円の増。葬斎組合負担金の増が主なものです。

2 項 2 目じん芥処理費 2 5 0 万 6, 0 0 0 円の減。根室北部廃棄物処理広域連合負担金

の減です。

3目塵芥処理場費37万9,000円の減。ごみ処理場維持補修事業、事業費確定による減です。

28ページをお開きください。

4目し尿処理費840万円の増。し尿収集車自損事故に伴い修繕料を増するものです。

次に29ページ。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費24億7,851万1,000円の増。畜産競争力強化緊急整備事業補助金の増が主なものです。

国の補正予算措置により、道東あさひ及び中春別地域畜産クラスター協議会への補助金を追加するものです。

6目農地費1億5,573万8,000円の増。30ページに続きますが、国の内示額変更により基盤整備促進事業を増するものです。

7目農道整備事業費18万3,000円の減。道営農道整備事業負担金の減です。

2項1目広域農業推進費162万6,000円の減。国営環境保全型かんがい排水事業別海南部地区事業費確定による償還金の減です。

4項2目水産業振興費1,480万円の減。31ページに続きますが、事業費確定による水産資源増大対策事業補助金の減。

また、事業取り下げによる生産基盤整備事業負担金と水産資源増大対策事業補助金の減となります。

32ページをお開きください。

8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費120万円の減。事業費精査による図面等作成委託料の減です。

2目道路維持費6,793万6,000円の増。事業費確定により除雪機械等購入事業を減するほか、今後の降雪に備えて除雪事業経費を増するものです。

3目道路新設改良費591万8,000円の減。33ページに続きますが、事業費確定により臨時町道整備事業及び社会資本整備道路交付金事業を減するものです。

4目防衛施設周辺道路整備事業費2,466万5,000円の減。34ページに続きますが、事業費確定及び精査により減するものです。

3項1目下水道費105万8,000円の減。下水道事業特別会計の補正に伴い繰出金を減するものです。

4項1目住宅管理費244万円の増。35ページに続きますが、公営住宅管理経費、器具費の増が主なものです。

5項1目河川総務費129万2,000円の減。河川排水量維持管理事業及び河川維持管理経費、それぞれ事業費確定及び精査により減するものです。

36ページをお開きください。

9款消防費、1項1目消防費2,100万4,000円の減。根室北部消防事務組合負担金の減です。

次に37ページ。

10款教育費、1項2目事務局費102万円の増。施設設備等工事請負費の増が主なものです。

アスベスト対策として、旧美原小学校及び旧別海中学校校舎の煙突封鎖工事を行うものです。

3目教育指導費、1万3,000円の減。外国青年招致事業、事業費精査により減するものです。

4目奨学金216万円の減。38ページに続きますが、貸付者確定により減するものです。

2項1目学校管理費200万円の増。小学校校舎等施設管理経費機器等借上料の増が主なものです。

アスベスト対策に伴い必要となる野付小学校のストーブのレンタル経費です。

2目教育振興費1万7,000円の減。教育推進振興経費、器具費の減です。

4目学校建設費150万円の増。アスベスト対策として野付小学校の煙突架設工事を行うものです。

3項1目学校管理費280万円の増。39ページに続きますが、中学校校舎等施設管理経費機器等借上料と施設設備等工事請負費の増が主なものです。

アスベスト対策に伴い必要となる上風連中学校、西春別中学校、上春別中学校のストーブのレンタル経費と上西春別中学校校舎の煙突封鎖工事を行うものです。

2目教育振興費1万9,000円の減。教育推進振興経費、器具費の減です。

4項1目幼稚園管理費50万円の減。人夫賃精査により減するものです。

5項1目社会教育総務費23万8,000円の減。40ページに続きますが、文化財保護事業経費、事業費確定により減するものです。

2目生涯教育推進費8万円の減。生涯教育推進団体活動補助金の減です。

7目西公民館費50万円の増。アスベスト対策として煙突封鎖工事を行うものです。

9目郷土資料館費50万円の増。同じく、アスベスト対策として郷土資料館豊原分館の煙突封鎖工事を行うものです。

次に41ページ。

6項2目学校給食費97万6,000円の増。給食センター嘱託職員賃金の増が主なものです。

3目へき地学校保健管理費80万6,000円の減。教職員福利厚生経費、健康管理事業経費、それぞれ執行残を減するものです。

42ページをお開きください。

4目総合スポーツセンター費50万円の増。アスベスト対策として町民体育館の煙突封鎖工事を行うものです。

次に43ページ。

13款給与費、1項1目給与費3,165万7,000円の減。人事院勧告に基づく給与改定による増額と、前町長の退職及び一般職の会計間異動と退職による減額などを精査し、総体で減額補正となるものです。

以上で、歳出を終わります。

47ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1特別職」で下段、「比較」の欄で御説明いたします。

まず、「長等」の給料で45万円の増。

期末手当0.1カ月分の増と前町長退職による減とで150万8,000円の減。

寒冷地手当4万1,000円の増。

給与費計で101万7,000円の減。

共済費 24 万 5,000 円の減。

「長等」の合計で 126 万 2,000 円の減。

次に、「議員」。

期末手当 0.1 カ月分 42 万 8,000 円の増。

給与費の計、合計ともに 42 万 8,000 円の増。

「その他の特別職」は、職員数が 36 人の減。

報酬が 106 万 9,000 円の減。

給与費の計、合計ともに 106 万 9,000 円の減。

比較の合計ですが、職員数で 36 人の減。

報酬が 106 万 9,000 円の減。

給料が 45 万円の増。

期末手当が 108 万円の減。

寒冷地手当が 4 万 1,000 円の増。

給与費の計で 165 万 8,000 円の減。

共済費は 24 万 5,000 円の減。

全ての合計で 190 万 3,000 円の減となるものです。

次に、48 ページをお開きください。

「2 一般職」「(1) 総括」で、こちらも「比較」の欄で御説明いたします。

職員数は 5 人の減。

給料は 1,100 万円の減。

職員手当は 664 万 5,000 円の増。

給与費計で 435 万 5,000 円の減。

共済費は退職手当組合の負担率の変更などにより 2,625 万円の減。

合計で 3,060 万 5,000 円の減となります。

下の表、「職員手当の内訳」は各手当の増減内容となります。

次ページの「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」及び 50 ページからになります
が、「(3) 給料及び職員手当の状況」につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 78 号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） ここで会議を 10 分間休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 78 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） 若干質問させていただきます。

まず、29 ページの畜産競争力強化緊急整備事業で、24 億円ということなんですが、
若干の前もっての説明はありましたが、3 団体、3 協議会ですか、三つ協議会に対して追
加するということですが、追加の内容と、それからそれぞれの団体に対する配分額を教え
ていただきたいと思います。

それから、その下ですが、大変不勉強で申しわけありません。

多面的機能支払交付金690万ほどの増額ということですが、この内容を教えていただきたいというのが2点目です。

それから3点目ですけど、31ページのですね、北方農水産物消費拡大推進事業で630万円が減額されてるんですが、これは事業の中止っていうふうにお聞きをしているところですが、中止の理由についてお伺いします。

最後ですけれども、38ページになりますか、38ページの奨学金が210万ほど減額ということになってるんですが、この減額の理由を教えてくださいと思います。

以上4点です。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） お答えいたします。

まず、畜産競争力強化緊急整備事業の内容でございます。

これは国のですね、平成28年度補正に伴う事業費の増でございます。今回の補正では道東あさひクラスター協議会に13件、中春別クラスター協議会に1件、合計の14件となっております。

なお、中春別に関しましては1件ということでですね、事業費等が農家さんのですね、中止等が判明することになりますので、個別の事業内容ではなくですね、14件全体の事業内容で説明させていただきたいと思います。

牛舎整備12棟、搾乳ロボット23台、バンカーサイロ37基、ふん尿施設4カ所で、補助金の合計といたしまして24億7,222万2,000円を補正するものでございます。

なお、この中にはTMRセンターも2カ所含まれているところでございます。

続きまして、2点目の多面的機能支払交付金事業に関する内容でございますが、対象農用地面積の確定に伴います交付金の増額、草地が972ヘクタール、畑で302ヘクタールが増したことによるものでございます。

なお、草地の増分につきましては、育成牧場と研修牧場が対象になったことからの増でございます。

また、畑の増につきましては、畑地への転換による増となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） それでは御質問のほうにお答えいたします。

北方農水産物消費拡大推進事業630万円の減につきましては、本事業につきましては、事業内容が有害生物の駆除事業ということで、ヒトデの駆除を予定しておりました。

昨年10月からヒトデが全道的に消失したということで、事業主体であった別海漁協から事業の中止の申し出があり、事業中止をしたといった内容になってございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） 奨学資金貸し付け事業の減額理由についてですけれども、奨学資金貸付事業216万円の減額ですが、当初、1,368万円を見込んでおきまして、その内訳ですが、継続貸し付け3万円×23名×12カ月、828万円。新規貸し付け3万円×15名×12カ月、540万円。合計で1,368万円でしたが、今回の12月補正の段階におきまして、継続貸し付け3万円×25名×12カ月、900万円。新規貸し

付け3万円×7名×12カ月、252万円。合計しまして1,152万円です。

よって、216万円を減額するものです。

なおですね、当初、継続貸し付け23名でして、今回25名となったわけですが、1人貸し付けを取りやめまして3名期間を延長したことから、このような数字になっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） それでは2点質問いたします。

まず1点目が、25ページの認定こども園の施設型給付費。町単独負担金ということで、この内容について説明を求めます。

続きまして2点目が、29ページの基盤整備促進事業。先ほど国の内示額が変更になったという説明があったんですが、その背景にある要因といいますか、どのような要因で国の内示額が変更になったのかの説明を求めたいと思います。

以上2点よろしくをお願いします。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） ただいまの25ページですね、認定こども園の利用者負担助成事業ですか、これの町単独事業のほうの負担金ということでよろしいですね。

これにつきましては、施設型給付といいますか、国から助成されるお金については、国基準の金額による算定ということなるんですが、本町においては保育料のほうを50%に減額をしているということ。それから加えてですね、多子世帯の軽減措置についても、国を上回る多子世帯の軽減を実施しているということからですね、その部分が国から給付が出ないということになりますので、その部分を町の単独費によって賄っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（金田秀幸君） 御質問にお答えいたします。

基盤整備促進事業で実施しております富岡南、西和、東富岡の3地区の農道工事につきましては、本年度、国の当初予算割り当て額が大幅に減額されたことによりまして、全体計画に対しまして、工事の進捗におくれが生じております。

また、平成29年度の予算割り当ても非常に厳しい状況になることも予想されることから、国の第2次補正予算を活用いたしまして、3地区の農道工事の進捗を図るため、今回増額補正を行うものでございます。

なお、予算執行につきましては、年度内の工事完成が困難でございますので、翌年度に繰り越しをしまして実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員、よろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 35ページです。

住宅管理費で公営住宅の住宅管理なんですけれども、１８の器具費ですが、この内容についてお知らせください。

古くなった住宅の器具を何か取りかえるとか、そういうことに使われているのか内容をお聞きます。

○議長（松原政勝君） 建築住宅課長。

○住宅建築課長（山岸英一君） ただいまの質問にお答えします。

今回の器具費は、古くなった給湯ボイラーの交換に要する費用です。おおむね１０台分を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員、よろしいですか。

１１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） この給湯ボイラー１０台分っていうのは、住んでいる人のほうから、古くなって使えなくなったということで要請があつてかえたものか、それとも役場のほうで点検してこれは使えないからかえるっていうことになったのか、どちらでしょうか。

○議長（松原政勝君） 建築住宅課長。

○住宅建築課長（山岸英一君） 入居者のほうから調子が悪いとか、こちらのほうで点検している中で不具合を見つけたものについて交換している状況でございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第８ 議案第７９号

○議長（松原政勝君） 日程第８ 議案第７９号平成２８年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第７９号の内容説明をいたします。

別冊の平成２８年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

平成２８年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

平成２８年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億９，４８０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

「第１表 歳入歳出予算補正」。「補正額」の欄で説明させていただきます。

初めに、歳入です。

2 款使用料及び手数料、2 項で 3 万円の増。

4 款繰入金、1 項で 1 0 5 万 8, 0 0 0 円の減。

5 款繰越金、1 項で 1 2 万 6, 0 0 0 円の増。

6 款諸収入、2 項で 3 0 万 2, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 6 0 万円を減額し、歳入予算の総額を 6 億 9, 4 8 0 万円とするものです。

次に、歳出です。

4 款公債費、1 項で 4 5 万 2, 0 0 0 円の減。

5 款給与費、1 項で 1 4 万 8, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 6 0 万円を減額し、歳出予算の総額を 6 億 9, 4 8 0 万円とするものです。

続きまして、「歳入歳出予算補正事項別明細書」ですが、3 ページの「1. 総括」は省略させていただき、「2 歳入」から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

「2 歳入」です。款項の補正額は省略し、目の欄で説明させていただきます。

2 款使用料及び手数料、2 項 1 目手数料 3 万円の増は、排水設備工事指定店の新規登録の増額です。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金 1 0 5 万 8, 0 0 0 円の減は、歳出の減額に伴う一般会計繰入金の減額です。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 2 万 6, 0 0 0 円の増は、平成 2 7 年度収入額確定に伴う繰り越し額の増額です。

6 ページをお開きください。

6 款諸収入、2 項 1 目雑入 3 0 万 2, 0 0 0 円の増は、町道改良舗装工事に伴う下水道管移設補償費の増額です。

7 ページをお開きください。

「3 歳出」です。こちらも目の欄で説明させていただきます。

4 款公債費、1 項 2 目利子 4 5 万 2, 0 0 0 円の減は、償還金利子の執行残見込み額の減額です。

5 款給与費、1 項 1 目給与費 1 4 万 8, 0 0 0 円の減は、人事院勧告により給料、手当は増額となりましたが、共済負担金、退職負担金の負担率の変更で減額となり、差し引きで減額となったものです。

続きまして、9 ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1 一般職」、「(1) 総括」。下段の「比較」欄で御説明いたします。

職員数の増減はありません。

給料 6 万 4, 0 0 0 円の増。

職員手当 8 万 8, 0 0 0 円の増。

給与費合計で 1 5 万 2, 0 0 0 円の増。

共済費 3 0 万円の減。

合計で 1 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の合計額を 2, 0 2 9 万円とするものです。

以下、「職員手当の内訳」から 1 0 ページまでの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 7 9 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 7 9 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第９ 議案第８０号

○議長（松原政勝君） 日程第９ 議案第８０号平成２８年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（伊藤輝幸君） 議案第８０号平成２８年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）の内容について御説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書１ページをお開き願います。

平成２８年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５２０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億９，１１０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開き願います。

「第１表 歳入歳出予算補正」です。

まず、歳入です。「補正額」の欄で申し上げます。

４款繰入金、１項で５４０万円の減。

５款繰越金、１項で２４万２，０００円の増。

６款諸収入、１項で４万２，０００円の減。

歳入合計で５２０万円を減額し、補正後の予算額を４億９，１１０万円とするものです。

次に下段、歳出です。

１款介護サービス事業費、１項で１７万１，０００円の減。

３款給与費、１項で５０２万９，０００円の減。

歳出合計で５２０万円を減額し、補正後の予算額を４億９，１１０万円とするものです。

次に、「歳入歳出予算補正事項別明細書」で「１．総括」は省略させていただき、「２歳入」、「３歳出」で御説明いたします。

５ページをお開き願います。

歳入、歳出とも目の欄の「補正額」で申し上げます。

「２歳入」です。

４款繰入金、１項１目繰入金５４０万円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

５款繰越金、１項１目繰越金２４万２，０００円の増は、額の確定により増額補正するものです。

6 ページをお開き願います。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 4 万 2,000 円の減は、今後の収入見込みの精査により減額補正するものです。

次に歳出です。

7 ページをお開き願います。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費 17 万 1,000 円の減は、執行残及び今後の支出見込みの精査による減額補正です。

8 ページをお開き願います。

3 款給与費、1 項 1 目給与費 502 万 9,000 円の減。職員給与の改正による職員経費の増額調整、会計間異動や退職による職員数の減及び共済費等の精査により減額とするものです。

9 ページをお開き願います。

「補正予算給与費明細書」です。「1 一般職」、「(1) 総括」です。

下段、「比較」の欄で申し上げます。

職員数は、会計間異動や退職により 1 名の減となっています。

給与費の給料で 176 万円の減。

職員手当で 66 万円の増で、給与費計は 110 万円の減となります。

なお、「職員手当の内訳」は下の表のとおりで、説明は省略させていただきます。

上段の表、右側に移りまして、共済費 392 万 9,000 円の減。

合計で 502 万 9,000 円の減となります。

続いて 10 ページの「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」並びに 11 ページから 13 ページにわたる「(3) 給料及び職員手当の状況」については、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 80 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 80 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 55 分 再開

○議長（松原政勝君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 10 議案第 81 号

○議長（松原政勝君） 日程第 10 議案第 81 号平成 28 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（三戸俊人君） 議案第 81 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 28 年度町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

平成28年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成28年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次に定めるところによる。

4項、主な建設改良事業。

医療機械器具購入事業で、事業費2,705万円を増額し、5,402万7,000円とするものです。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の1款病院事業費用、1項で2,430万7,000円を増額し、合計で22億4,330万7,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,111万5,000円は過年度分損益勘定留保資金8,111万5,000円で補填するものとする。）。

収入の1款資本的収入、2項で1,886万3,000円を増額し、1億3,142万2,000円とするものです。

支出の1款資本的支出、1項で2,068万5,000円を増額し、2億1,253万7,000円とするものです。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費を2,052万6,000円減額し、13億4,757万5,000円とする。

第6条、たな卸資産の購入限度額。

予算第8条に掲げるたな卸資産の購入限度額「2億3,609万7,000円」を「2億8,328万円」に改める。

次に、3ページからの「補正予算実施計画」は省略させていただき、5ページをお開き願います。

「平成28年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」の支出です。

1款病院事業費用、1項1目給与費2,057万6,000円の減は、7ページまでとなりますが、給与改定及び職員の採用、退職等に係る支出見込み額精査による減額でございます。

7ページ下段。

2目材料費4,488万3,000円の増は、今後の支出見込み額精査による増額でございます。

8ページをお開きください。

「資本的収入及び支出」の収入です。

1 款資本的収入、2 項 1 目補助金 1,886 万 3,000 円の増は、医療機器購入事業に伴う国庫補助金の増額です。

支出です。

1 款資本的支出、1 項 1 目資産購入費 2,068 万 5,000 円の増は、医療機器購入事業に伴う増額でございます。

続きまして 9 ページ。

「平成 28 年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側の下段の部分で説明いたします。

右側の下から 3 段目、資本増加額の見込みで 1 億 304 万円の減額見込みとなり、資金期末残高で 4,950 万 6,000 円となる予定です。

続きまして、10 ページをごらんください。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」。「比較」の合計欄で説明いたします。

職員数 2 名の減。

給料 1,095 万 2,000 円の減。

報酬賃金 269 万 6,000 円の増。

手当 190 万 1,000 円の減。

法定福利費で 1,036 万 9,000 円の減。

合計で 2,052 万 6,000 円を減額し、補正後の合計額を 13 億 4,757 万 5,000 円とするものです。

以下、14 ページまで省略させていただきます。

15 ページをお開きください。

「平成 28 年度町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下段の下から 3 行目をごらんください。

当年度純損失の見込み 1 億 795 万 5,000 円となる見込みで、1 番下の当年度未処理欠損金が 20 億 6,489 万 7,000 円となる見込みでございます。

16 ページの「平成 28 年度町立別海病院事業予定貸借対照表」と 17 ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 81 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 81 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 11 議案第 82 号

○議長（松原政勝君） 日程第 11 議案第 82 号平成 28 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第82号の内容説明をいたします。

別冊の平成28年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成28年度別海町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で1,450万9,000円を増額し、9億9,633万4,000円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項と2 項で1,421万円を減額し、7億5,685万3,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億5,944万7,000円は、減債積立金1億4,410万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,293万4,000円、過年度分損益勘定留保資金6億6,240万4,000円で補填するものとする。）

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で3億8,528万5,000円を増額し、8億7,434万7,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費12万8,000円を減額し、6,287万7,000円とするものです。

2 ページの「平成28年度別海町水道事業会計補正予算実施計画書」の説明は省略させていただきます。

3 ページをお開きください。

「平成28年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

款項の補正額は省略し、目の欄で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」。初めに収入です。

1 款水道事業収益、2 項5 目消費税及び地方消費税還付金1,450万9,000円の増は、国営かんがい排水事業別海南部地区完了に伴う負担金と水道庁舎中央監視装置システムの更新工事に伴い、仮払い消費税額の増により消費税の還付が生じることによる増額です。

次に支出です。

1 款水道事業費用、1 項1 目原水及び浄水費11万5,000円の増は、人事院勧告による給料手当の増額です。

2 目配水及び給水費63万8,000円の減は、人事異動による手当法定福利費の減額です。

4 目総経費34万円の増は、人事院勧告による給料、手当の増額です。

2 項 3 目消費税及び地方消費税 1,402 万 7,000 円の減は、国営かんがい排水事業別海南部地区完了に伴う負担金と水道庁舎中央監視システムの更新に伴い、仮払い消費税額の増により消費税の還付が生じることによる減額です。

次に 4 ページ。

「資本的収入及び支出」の支出です。

1 款資本的支出、1 項 1 目事務費 5 万 5,000 円の増は、人事院勧告による給料手当の増額です。

2 目施設費 3 億 8,523 万円の増は、国営かんがい排水事業別海南部地区完了に伴う負担金確定による負担金 3 億 2,023 万円の増額。

さらに水道庁舎にある設置してから 19 年経過した中央監視装置システムが、本年 10 月に 2 台のうちの 1 台が老朽化により原因不明の機能停止となりました。

現在、作動中の 1 台で町内全域の水道施設の監視を続けておりますが、作動中のシステムもいつ同様のトラブルが起きるかわからない危険な状況となっていることから、急遽、更新工事を行うため、6,500 万円を増額するものです。

続いて 5 ページをお開きください。

「平成 28 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書」です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。4 億 1,155 万 3,000 円の減額となり、下段、資金期末残高で 23 億 5,238 万 2,000 円となる予定です。

資金減少の要因としては、国営事業の別海南部地区完了負担金や別海北部地区共同事業の負担金、さらにシステム機器更新、水道管移設などの建設改良費が主なものです。

次に、6 ページをごらんください。

「補正予算給与費明細書」です。「1.総括」。

下段の「比較」、合計欄で説明させていただきます。

職員数に増減はありません。

給料で 7 万 9,000 円の増。

手当で 5 万 7,000 円の減。

給与費合計で 2 万 2,000 円の増。

法定福利費で 15 万円の減。

合計で 12 万 8,000 円を減額し、補正後の合計額を、合計欄の上から 3 段目ですが 6,287 万 7,000 円とするものです。

以下、「手当の内訳」から 8 ページまで説明を省略させていただきます。

9 ページをお開きください。

「平成 28 年度別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から 4 行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。1 億 8,654 万 7,000 円となる予定です。

次のページ、「平成 28 年度別海町水道事業予定貸借対照表」と 11 ページの「注記表」の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 82 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 82 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 12 議案第 83 号

○議長（松原政勝君） 日程第 12 議案第 83 号別海町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 議案第 83 号別海町農業委員会委員の定数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案は 6 ページ、議案資料は 1 ページとなります。

本条例の制定は、農業の成長産業化を図るため、農協、農業委員会、農業生産法人の一体的な見直しの実施を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成 27 年 9 月に公布されたことに関連し行うものです。

初めに、議案資料により説明いたします。

議案資料の 1 ページをお開き願います。

資料の上段が「提案理由」となります。

冒頭申し上げました「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の規定により、「農業委員会等に関する法律」の一部が改正され、このことに伴い、本条例の制定を行うものです。

「農業委員会等に関する法律」の主な改正内容としては、1 として、「農地等の利用の最適化推進」です。

これは従前から規定されているものですが、農業委員会の任意業務から必須業務に位置付けられたものとなっています。

2 として、「農業委員の選出方法の変更」です。

これまでの公選制が廃止され、推薦・公募を経て市町村長が選任し、議会の同意を得て任命することとなったものです。

なお、その際、「認定農業者等の数が委員の過半数を占めること」及び「農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をできる者を 1 人以上選任すること」が要件となっています。

3 として、農地の利用調整を積極的に推進する「農地利用最適化推進委員の新設」が定められたものです。

しかしながら、この制度については改正法施行令の中で、「例外規定」が定められており、その規定の詳細については、提案理由の備考欄に記載しておりますが、本町はこの規定が適用され、推進委員を新設しなくても良い形となっています。

続きまして、ただいま申し上げました法改正の内容に基づき、制定する条例の概要について申し上げます。

資料中段をごらんください。

本条例では「農業委員の定数」を新たに定めるものですが、現在の委員数は現行条例で定める選挙による定数 20 人と法に基づく選任による委員 4 人を合わせ、「24 人」と

なっていますが、本条例では、改正法施行第5条に定める区分の上限である「27人」とするものです。

27人は現在の農業委員数を3人上回ることになりますが、遊休農地の発生防止や解消など農業委員会の必須業務となるこれらの対策に、これまで以上に真摯に取り組んでいただくこと等を勘案したことによるものです。

それでは次に、「条例の規定」について御説明申し上げます。

議案の6ページをごらんください。

第1条は、「目的」規定です。

本条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、別海町農業委員会委員の定数を定めることを目的とする旨を規定しています。

第2条は、「定数」を定める規定です。

先ほど申し上げましたとおり、別海町農業委員会委員の定数を27人とするものです。

次に附則ですが、第1項で、「この条例の施行期日を公布の日から施行する。」としております。

第2項は、この条例をすることにより、現行の「別海町農業委員会委員等の定数条例」は廃止をする旨を規定しております。

第3項は、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会委員の任期満了の日までの農業委員会委員の定数は、従前のおりであることを規定する経過措置を設けたものです。

なお、今後につきましては、関係要綱等整備の上、議案資料下段に記載しておりますスケジュールに沿って進めていくこととしています。

以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第83号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 基本的な点についてですね、2点質問させていただきます。

まず、一つはですね、農業委員の公選制が廃止されたわけですが、この件に関しましては、私、平成27年の3月議会です、一般質問をさせていただきました。

その際に、町としてはですね、地域の代表制については担保されたと。あるいは農業委員会としての重要な機能が大きく損なわれることはないというふうに答弁なさっています。

従来の公選制は廃止されましたけれども、この新制度のもとでもですね、地域の代表制の維持が担保されること、農地を守る番人である農業委員が公平にかつ透明性を持って選ばれること、農業委員会としての機能が損なわれないようにすること、こういうことが継続していくことが大事だというふうに私は思うんですが、この点の町側の基本認識を、まず、お聞きしたいというのが1点目です。

それからですね、やや具体的な話になるわけですが、2点目の質問としてはですね、町長が任命するということなるわけですが、農業者あるいは農業者が組織する団体、その他の関係者に対して、候補者の推薦を求める。あるいは農業委員になろうとする者の募集をすると。その結果を公表、尊重することというふうに法では定められているわけで

すね。

この推薦や募集や、あるいは選任、そしてその公表と、これは具体的にどのようにされていくのかというのが二つ目の質問なんです。

スケジュール的にはね、資料で出てますから、大まかにはスケジュール的にはわかるんだけど、推薦をどういうふうに、どういう形でしていくのか、募集はどういう形なのか。あるいは公表っていうのはどういうふうにされていくのかというふうな点を基本的な問題としてちょっとお聞きしておきたいと思います。

とりわけですね、町長の選任に関して公平性、透明性確保のために、選考基準をきちっと明確にして、公表することが必要ではないんだろうかっていうふうに思うわけですが、その点についてね、どういうふうに考えておられるかお聞きしたいなと思います。

この2点です。

○議長（松原政勝君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） まず1点目の、町側の認識ということでございますが、地域の農業をリードする担い手が、認定農業者等になりますが、農業者の声を十分に反映することが重要であり、その地区の区域の代表として信任を経て、農業委員候補となることが重要であります。

公選制に匹敵した透明性の高い選出過程による、代表制を担保する仕組みで推薦、募集を行うこととしております。

次に、今までの選挙で選ばれた部分、募集、推薦等の部分に変わったことによって、公平性が保たれるかという質問ですが、今までは24名、20名が選挙で選ばれ、あとは議会の2名、あとは団体推薦が2名と、24名となっております。

これにつきましては、各地区のバランス、それぞれ保った中で、今まで進んできておろうと思います。この27名、今後、推薦、募集をした中で、その状況を見た中で、各地区の状況のバランスを考えた中で人数の設定をしていきたいと、そういうように考えております。

もう一つ、公募に当たり、推薦、公募の部分での詳しい内容ということですが、まず、町内の地区全域からの推薦。もう一つは団体等から推薦。三つ目が公募、一般募集となります。

それを経て、町長に報告された中で、町長による候補者の整備、公表が2回行います。

その後、町長が評価委員会の開催を決定しまして、次に別海町農業委員会委員評価委員会による候補者の評価をいたします。

その後に、別海町長への評価結果の意見の報告、それを踏まえまして、町長による農業委員候補者の決定を行います。

その後に、町長から町議会へ同意議案の提出となります。

町議会で同意をいただき、町長への議会同意の報告となる運びとなります。

選考基準については要綱で定めることとしております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 全体的な町側の姿勢としては従前のですね、公選制に匹敵するような透明性、あるいは公平性を担保していきたいという姿勢についてはお持ちだということを確認させていただきました。

ぜひ、その方向で取り進めていっていただきたいというふうに思います。

具体的なことですね、三、四点、ちょっと心配なことも起こり、私自身、心配があるんで、その点に立ち至ってちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの説明の中にもあったことも含めてですね、一つはですね、区域外の方の推薦とか応募もできるっていう制度ですよ。その点については、どう考えておられるのかっていうのが1点目です。

2点目は、先ほどから出てます、その利害関係を有しない者を含めなければいけないということで、いわゆる中立委員ですか、それを1名以上、中に入れていただくということに説明にもありましたけど、その辺どういうふうにするのかちょっとイメージがわからないので、その中立委員の問題を二つ目にお聞きします。

三つ目はですね、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するというふうに法律なってますよね。

そういう点で青年や女性の、なんていうんですか、任命というのですか、そういうものについては具体的にどのようにされようとしているのかっていうのが、ちょっと心配っていうか、どういうふうにするのかなっていうのがよくわかんないんで、3点目それです。

それからですね、ちょっと先走って、こんな心配する必要ないというふうに言われれば、そのとおりなんですけど、定員に満たなかった場合、あるいは定員を上回った場合、どういうふうになるのかなっていうのがよくわからないので、その点についても、最後にお聞きしたいと思います。

具体的な問題でその4点です。よろしいでしょうか。

○議長（松原政勝君） ここで、答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） まず1点目の区域外の推薦っていう部分と、2点目の中立の者という御質問につきましては、今後、評価委員会における評価に委ねるということと考えております。

次の候補者が定数を超えた場合という御質問については、市町村長は推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合、その他必要と認められる場合には、関係者からの意見の聴取、その他任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしておりますので、そのような事で進めたいと思います。

もう1点、青年、女性の積極的な登用という点につきましては、地区の推薦により青年や女性が推薦を受け、または募集するように働きかけて、出ていただけるような部分で努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村議員、よろしいですか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 先ほどの基本的な姿勢、そして具体的な問題でも、今お聞きをしたところですが、まだまだ実際初めて行きながらね、整備をしなければならない部分もあるのかなというふうに思います。

この後、常任委員会でもこの点については論議をされるようでございますので、その論議に委ねまして、私の質問は以上でよろしいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第83号別海町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

◎日程第13 議案第84号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第84号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（浦山吉人君） 議案第84号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部を改正する法律が11月25日に可決成立したことに伴い、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、本町においても、育児休業等の対象となるこの範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の2ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

2ページ、第7条の2は、「育児を行う職員の早出遅出勤務」について、対象となる子の範囲を拡大する改正です。

これまで対象となる子が「小学校就学の始期に達するまでの子」と定められていたものを、「民法の規定による特別養子縁組の看護期間中の子」及び「児童福祉法の規定による里親である職員に委託をされている子」についても範囲を拡大し、新たに加えることを規定したものでございます。

なお、次の3ページ、上段の第7条の2第2項については、同様に「介護を行う職員の早出遅出勤務」について規定をしていますが、「日常生活を営むのに支障がある者」を、「要介護者」という文言に改め、要介護者を介護する職員の勤務について、前項と同様の内容に読みかえをすることを定める規定となっております。

4ページから5ページ上段までは、「介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」についての条文ですが、先ほどの第7条の2第2項と同様の文言に改める内容となっ

ております。

次に、5 ページ中段、第 10 条「休暇の種類」についてです。

第 10 条の休暇の種類に新たに「介護時間」を加えるものです。

次に、5 ページ下段から 6 ページ中段、第 15 条「介護休暇」についてです。

介護休暇については、これまで「介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において認められる期間において取得が可能」となっていますが、「要介護者の状態に応じ、6 月を超えない範囲で 3 回に分割をして取得することを可能」とすることに改められたものです。

次に、6 ページ中段、第 15 条の 2「介護時間」についてです。

第 10 条で申し上げた、新たに加えられた「介護時間」の内容について定めたものです。

「介護時間は、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲で取得可能」とすること、また、その場合において「勤務しない時間の給与額は減額」となることを規定したものです。

次に附則ですが、資料の 7 ページをお開きください。

附則といたしまして、第 1 項では、「施行期日」を「平成 29 年 1 月 1 日から」とし、改正条文第 2 条の規定については、「平成 29 年 4 月 1 日から」とするものであります。

第 2 項では「経過措置」として、「条例の施行日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していない職員にあっては、施行日以降に残りの期間を分割して取得できるよう措置」をしているものです。

以上で、議案第 84 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 84 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

11 番瀧川議員。

○11 番（瀧川榮子君） 介護休暇のことです。

5 ページなんですけれども、要介護者とか、それから子供とか配偶者など、負傷とか疾病とかによって介護休暇が必要となったときに、「職員の申出」というふうにしてあるんですけれども、この「職員の申出」のほかに、医師の診断書とかそういう、その内容を証明するようなものを必要とするのかどうかということと、それから、「指定期間内」で書いてあるんですけど、この「指定期間」というのは、どのような感じで、診断書か何かで決めるのか、役場の基準みたいなものがあるのかどうか。

そのことについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（浦山吉人君） 瀧川議員の質問にお答えいたします。

質問にありました介護等の期間を定めるもの等についての定めですけれども、別に規則で定める中で、一つの介護を要する期間等の部分については規則で定める、その期間内に位置づける様式に基づきまして、定めたものに沿って、その期間内のルールを設定した中で、届け出等をして、許可を受けるという仕組みになってございます。

医師の証明等の部分につきましては、介護であったり、あるいは、この場合の部分というのは介護もそうですし、育児の部分についての休暇等も定められているものでございますけれども、介護の部分についても育児の部分についても、特に医師の証明を必要とする

ものではないということになっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） このところで負傷とか、疾病とかという内容があったので診断書があるのかなと思って質問しました。

わかりました。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第85号から日程第17 議案第88号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第85号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第86号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第87号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第88号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（浦山吉人君） 議案第80号から議案第88号までの4件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

最初に、本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、本年8月8日国家公務員の給与改定について、月例給で平均0.2%、手当で0.1カ月、それぞれ引き上げる勧告及び配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げること等を内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受け、平成28年10月14日国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、11月16日の参議院本会議での関係改定法案の成立を経て、同月24日付けで改定法が公布されたものでございます。

初めに、今回の人事院勧告について若干御説明申し上げます。

勧告では、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の1万1,700事業所の約49万人の事務、技術の民間従業員を対象に、個人別給与を調査し、本年4月分の給与について民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員給与が708円、率で0.17%を下回っており、この格差を解消するため月例給の引き上げ改定を行おうとするものでございます。

改正する事項として、行政職俸給表1については、一般職の初任給を1,500円引き上げ、若年層も同程度の改定を行おうとするものです。

また、若年層以外は400円の引き上げを基本に、改定率で平均0.2%引き上げることとを基本とし、本年4月にさかのぼって実施をするものです。

なお、その他の俸給表についても、行政職俸給表1との均衡を基本に改定するものでございます。

次に、ボーナスは昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の支給割合は4.32カ

月であり、国家公務員の４．２カ月を０．１２カ月上回っていることから、０．１カ月分引き上げ４．３カ月とし、本年度は１２月期の勤勉手当を引き上げ、平成２９年度からは６月期及び１２月期の勤勉手当に均等に配分をすることとしています。

そのほかに、民間企業における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それによる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げることとする改定を。

また、改定に係る受給者への影響をできるだけ少なくするため、平成２９年４月１日から段階的に実施する旨の勧告を行っているものです。

以上が、本年の人事院勧告の主な内容です。

これら人事院勧告の内容を受け、今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員、特別職及び教育長に１２月に支給する期末手当について、人事院勧告にあわせ、支給率を１００分の１０引き上げる改正を行うものでございます。

それでは議案の説明をいたします。

議案の１１ページをお開きください。

議案第８５号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の８ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第６条「期末手当」、第２項第２号中の「１００分の２８５」を「１００分の２９５」に改正するものです。

次の附則第１項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成２８年１２月１日から適用をする。」とするものです。

また、附則第２項では、「改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された１２月の期末手当は、改定後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。」とするものでございます。

次に、議案の１３ページをお開きください。

議案第８６号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の９ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第４条第４項第２号中の「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改正するものです。

なお、次の附則１項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成２７年１２月１日から適用とする。」とするものです。

また、附則第２項では、「改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された１２月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払

とみなす。」とするものです。

次に、議案の１５ページをお開きください。

議案第８７号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の１０ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第３条第４項第２号中の「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改正するものです。

次の附則第１号では、「この条例は、公布の日から施行し、平成２８年１２月１日から適用する。」とするものです。

また、附則第２項では、「改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された１２月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。」とするものです。

次に、議案の１７ページをお開きください。

議案第８８号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の主な内容は４点です。

１点目は、昇給の基準である勤務成績等の活用基準について規定すること。

２点目は、配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げること、平成２９年４月１日から段階的に実施をする改正。

３点目は、本年度支給する勤勉手当の支給月数の引き上げと、平成２９年度以降の勤勉手当の支給割合を６月期及び１２月期とも均衡に配分する改正。

そして４点目は、給料表の改正でございます。

それでは議案の内容を説明いたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の１１ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

１１ページ上段は、第４条「昇給の基準」。

１１ページ中段から１４ページ上段までの第８条及び第９条は「扶養手当」。

１４ページ中段から１５ページ上段までの第１７条は「勤勉手当」。

１５ページ中段から２０ページ中段にかけては、一般行政職の給料表である「給料表（一）」。

２０ページ中段から２６ページにかけては、公務補などの技能労務職の給料表である「給料表（二）」。

２６ページから３２ページまでは、保健師、助産師、看護師等の給料表である「給料表（三）」。

３３ページから３７ページまでは、医療技術職の給料表である「給料表（四）」となっております。

それでは議案資料の１１ページにお戻りください。

改正案の内容です。

初めに、第4条の改正です。

「昇給の基準」を「昇給日前1年間の勤務成績」としていたものを、「昇給日前1年間の勤務状況と昇給日の属する年度の前年度の勤務成績」に改めるものです。

次に、11ページ中段から14ページ上段までの第8条及び第9条「扶養手当」と14ページ中段から15ページ上段までの第17条「勤勉手当」の改定内容です。

ここで、議案資料の41ページをお開きください。

「条例の一部改正の説明資料」です。

表は、左から「改正項目」、「関係条項」、「改正内容」、「適用年月日」を記載しています。

初めに、表中段の「扶養手当」中列の改正内容です。

現行配偶者「1万3,000円」、子「6,500円」、父母等「6,500円」の扶養手当を、平成29年度には配偶者「1万円」、子「8,000円」、父母等「6,500円」に。

平成30年度以降は、配偶者「6,500円」、子「1万円」、父母等「6,500円」に。

また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、現行「11,000円」が、平成29年度には、子「1万円」、父母等「9,000円」に。

平成30年度には、子「1万円」、父母等「6,500円」に、段階的にこのように改めることを、平成29年4月1日から実施をするものでございます。

次に、「勤勉手当」です。

平成28年4月1日から適用される内容を表上段に。平成29年4月1日から適用される内容を表下段に記載しています。

まず、表上段の内容です。

一般職は「0.1月分」、再任用職員は「0.05カ月分」を引き上げるものとし、12月の支給割合を一般職は現在の「100分の80」を「100分の90」に。

再任用職員は、現在の「100分の37.5」を「100分の42.5」に変更し、平成28年4月1日にさかのぼって適用をするものです。

続いて、表下段の内容です。

ただいま御説明をしました一般職は「0.1月分」、再任用職員は「0.05カ月分」引き上げたものを、平成29年4月1日からは6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分をするものです。

それでは、次に議案資料の15ページにお戻りください。

「給料表」の改正になります。

それぞれの給料表の給与月額についての説明は、省略をいたします。

「給料表（一）」、一般行政職について平均0.2%引き上げるものとしますが、高等学校卒、4年制大学卒の初任給は、民間の初任給との間に差があることから「1,500円」引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行うものとします。

それ以外の年齢層は、それぞれ「400円程度」引き上げを基本に改定を行うものです。

また、再任用職の給与月額についても同様の改定を行い、本年4月にさかのぼって改正をするものです。

その他の給料表についても、「給料表（一）」との均衡を基本として改正するものとし、本年４月１日にさかのぼって改正をするものです。

次に、附則でございます。

議案資料の３７ページをお開きください。

附則といたしまして、第１項では、「施行期日を公布の日から施行」するものとし、第４条の昇給の基準の規定、及び第８条及び第９条の扶養手当の改正による規定は、「平成２９年４月１日から施行」をするものです。

第２項では、本年１２月に支給する勤勉手当の支給月数を変更及び改正後の給料表の適用を「平成２８年４月１日にさかのぼって適用」をするものです。

第３項では、「改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給をされた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。」とするものでございます。

第４項は、「扶養親族における扶養手当額の段階的見直し」について。

第５項は、規則への委任。「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とするものでございます。

以上で、議案第８５号から議案第８８号までの内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第８５号から議案第８８号までの４件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） ここで会議を１０分間休憩いたします。

午後 ２時１３分 休憩

午後 ２時２２分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１８ 議案第８９号から日程第１９ 議案第９０号

○議長（松原政勝君） 日程第１８ 議案第８９号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１９ 議案第９０号、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての２件は、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第８９号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第９０号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一括して内容を御説明申し上げます。

本案は、「所得税法の一部を改正する等の法律」が去る平成２８年３月３１日に公布され、同法第８条により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律」の一部改正が、平成２９年１月１日から施行されることに伴い改正するものであります。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、日本と台湾の投資交流を促進する一方、台湾との間で国家間の国際約束である租税条約を締結することができないことから、国内法に租税条約に相当する内容の改正がありました。

このため、町税条例及び国民健康保険税条例につきましても改正が必要となったことか

ら、附則の改正並びに規定の整備を行うものです。

議案書では、町税条例の一部改正が３４ページから３８ページまで。国民健康保険税条例の一部改正が３９ページから４１ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料４２ページをお開き願います。

４２ページから５３ページまでが「町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表」で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に、５４ページをごらん願います。

こちらの説明資料により、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明申し上げます。

資料は、左から順に「番号」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「施行年月日」、「適用法令」の区分となっております。

１番目、改正項目「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、法律の改正に合わせて改正するものであります。

改正内容は、日本と台湾との間で「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」が適応されないことから、この法律に相当する枠組みを構築（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止）するため、法律の整備がされたことに伴う改正です。

このため、台湾所在の組織体（投資事業組合等）を通じ、日本国内居住者か国内において支払いを受ける利子等及び配当等で、利子割及び配当割における所得税、都道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務が解除されているものについては、租税条約と同様に申告義務を課すため、申告分離課税の規定が設けられました。

町税条例附則第２０条の２第１項と第２項が、特例適用利子等に係る課税分を分離課税とする規定を定めています。

附則第２０条の２第３項から第５項までは特例適用配当等に係る課税を総合課税、または分離課税と選択する規定を定めています。

２番目、改正項目「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、徴税条例附則「第２０条の２」を新設することに伴い、条ずれのため規定の整備をするものです。

続きまして、議案資料５５ページをお開き願います。

５５ページから５７ページまでが「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表」で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に、５８ページをごらん願います。

こちらの説明資料により、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明申し上げます。

資料は、左から順に「番号」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「施行年月日」、「適用法令」の区分となっております。

改正の背景につきましては、先ほどの町税条例の一部を改正する条例と同様でありますので、改正内容の説明申し上げます。

１番目、改正項目「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」と、２番目、改正項目「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」は法律の改正に合わせて

改正するものであります。

改正内容は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、町民税において分離課税となる１番目の特例適用利子等及び２番目の特例適用配当等の額について、国民健康保険税の所得割の算定及び７割、５割、２割の軽減判定に用いる総所得金額等を含めることとする規定を定めています。

３番目、改正項目「条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」と４番目、改正項目「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」は、国民健康保険税条例附則「第１０条」及び「第１１条」を新設することに伴い、条ずれのため、規定の整備をするものです。

施行月日につきましては、それぞれ「平成２９年１月１日から」となるものです。

以上で、議案第８９号及び議案第９０号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第８９号から議案第９０号までの２件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２０ 議案第９１号

○議長（松原政勝君） 日程第２０ 議案第９１号別海町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第９１号別海町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案では４２ページから４３ページ、議案資料では５９ページから６３ページになります。

本条例の改正につきまして、別海町介護予防及び生活支援事業条例で実施している事業のうち生活援助員派遣事業及び閉じこもり予防支援事業について、介護保険法の改正により、介護予防日常生活支援総合事業として、介護保険制度の市町村が行う地域支援事業へ移行するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、移行する事業の「目的」、「種類」、「事業の内容」等関係部分の削除及び一部改正にあわせ文言等の整理を行うものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により、改正内容を説明いたします。

議案資料の５９ページをお開きください。

資料右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

「改正後」の欄で説明いたします。

まず、条例の題名を「介護予防及び生活支援事業条例」から「生活支援事業条例」に変更します。

第１条では、この事業において、または日常生活において「自立支援を必要とする者」とは「障がい者」を指していることから、「目的」条文中も、「障がい者」と明記するほ

か、介護予防日常生活支援総合事業に移行する「介護予防事業推進の目的」を削除するというものです。

第2条では、移行する二つの事業の「生活援助員派遣事業」及び「閉じこもり予防支援事業」の削除と、削除に伴い「第3号」を「第1号」に、「第4号」を「第2号」に繰り上げるものです。

次に60ページから61ページになりますが、第3条につきましても第2条と同様に移行する事業の削除と、削除に伴う号の繰り上げ及び外出支援サービス事業対象者の規定に係る文言を整理するものです。

第2項の削除につきましても、事業の移行に伴い、対象から除かれるものに関する規定を削除するものです。

次に61ページ下段から62ページの中段になりますが、第4条につきましても、移行する事業についての申請に関する部分を削除するものです。

第5条では、文言の整理と減免対象事業の移行により、第2項の負担金の減免に関する規定を削除するものです。

次に62ページから63ページになりますが、別表ですけれども、移行をする事業の削除及び注記していた階層区分を表中に組み込むなど文言を整理するものです。

附則としまして、「この条例は、平成29年4月1日から施行する。」とするものです。

なお、本条例から除かれました事業につきましては、介護予防日常生活支援事業へ移行し、事業を展開してまいります。

以上で、議案第91号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第91号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第92号

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第92号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） 議案第92号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

本件については、別海町立上西春別中学校の新校舎建設に伴い、設置の位置を変更することから本条例の一部を改正するものです。

別海町立上西春別中学校につきましては、昭和47年の建設から43年が経過し老朽化が進行していることから、平成26年度から防衛施設周辺防音事業活用し全面改築工事を実施しております。

工事に係る事業の全体計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計

画しています。

校舎の全面改築工事は、本年9月8日に工事が完了し9月9日に検定を行い、受注者から引き渡しを受けております。

また、施設の使用に係る開発許可申請及び建築確認申請の手続については、11月30日に外構工事が完了したことから、今後、12月19日に根室振興局による完了検査受け、検査済証の交付をもって、年内には学校施設の使用が可能となる見込みとなっております。

それでは、改正条文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の64ページをお開きください。

本改正案の「新旧対照表」で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

表の右側「改正前」、別表第2別海町立中学校、名称別海町立上西春別中学校の項、位置の欄中、「別海町西春別75番地4号」を左側「改正後」の位置の欄中、「別海町西春別駅前西町270番地1」に改めるものです。

附則としまして、「この条例は、平成29年1月1日から施行する。」とするものです。

次に、議案資料65ページをお開きください。

このページには、本改正案の「配置図」を掲載しております。

上段が「現在の校舎」、下段が「新しい校舎」です。

現在の校舎から東側に約300メートル離れたところに建設しております。

以上で、議案第92号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第92号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第93号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第93号別海町名誉町民の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 議案第93号別海町名誉町民の決定について提案の説明を申し上げます。

本案は、本年5月4日に永眠されました前別海町長の故水沼猛氏を名誉町民に決定いたしたく、別海町名誉町民条例の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

水沼氏の経歴につきまして、私から改めて申し上げるまでもありませんが、その一部を御紹介させていただきます。

故水沼猛氏は昭和62年5月から平成18年12月までの19年7カ月の長きにわたりまして、町議会議員を務められ、特に平成15年5月から平成18年12月までの3年7カ月間は、議長としてその豊富な経験と卓越した識見をもって、円滑な議会運営に尽力されましたところでございます。

また、平成19年4月から本年5月にお亡くなりになられますまでの9年間は、別海町長として、財政の健全化や行政改革の推進などに積極的に取り組まれるとともに、地方自治伸展のため基幹産業である第一次産業を初め、福祉、教育、防災等の各種施策や協働のまちづくりの推進など町政各般にわたり力を注がれ、本町の振興発展に多大なる貢献をされたところでございます。

このような御功績に対しまして、尊敬の念を示し末永く顕彰申し上げるには、名誉町民の称号を贈呈させていただくことが至当と考え、今般、御提案申し上げるものであります。

どうぞ議員の皆様の満場の御賛意のもとに御決定いただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

御理解等賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げます次第でございます。

○議長（松原政勝君） 議案第93号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第94号

○議長（松原政勝君） 日程第23 議案第94号尾岱沼漁港における公有水面埋立についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第94号尾岱沼漁協における公有水面埋立について内容を御説明いたします。

議案の46ページをお開き願います。

本件につきましては、平成28年11月10日付けで、北海道から出願のあった公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から意見を求められたものであります。

尾岱沼漁港につきましては、水産物の生産拠点として、平成18年から北海道が主体で衛生管理型漁港の整備を実施しており、平成29年度から計画している屋根つき係留施設の整備に伴い、現在、陸揚げ岸壁幅が不足しており、岸壁の拡幅を行う必要があることから公有水面の埋め立てに同意するものであり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の埋立位置につきまして別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の66ページをお開き願います。

尾岱沼漁港の公有水面埋立区域図となっております。図面の上部が海面となります。

埋立区域につきましては、野付漁港の市場の前で、赤く囲った区域となります。

それでは、議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

尾岱沼漁港における公有水面埋立について。

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から下記による公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

- 1、出願者、北海道。
- 2、埋立位置、野付郡別海町尾岱沼港町317番、179番2地先の公有水面。
- 3、埋立の面積、1,686.62平方メートル。
- 4、埋立地の用途、－3.5メートル岸壁。
- 5、埋立に関する工事の施工に要する期間、5年。

以上で、議案第94号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第94号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第95号

○議長（松原政勝君） 日程第24 議案第95号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふれあいランド）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（川畑智明君） それでは、議案第95号の内容について御説明いたします。

議案の47ページをお開きください。

別海町ふれあいランドは、別海ふれあいキャンプ広場とグリーン広場の二つの施設から構成されており、平成21年度から株式会社別海町観光開発公社が指定管理者として、管理運営を実施してきましたが、平成29年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理候補者の選定につきましては、公募によらない方法とし、平成28年11月24日開催の指定管理者選定委員会において、指定管理候補者は適当であり、指定管理期間は5年間で適当であると判断するとの意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し内容説明にかえさせていただきたいと思います。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ふれあいランド。

第2号、所在地、別海町別海141番地1ほか。

第2項としましては、指定管理者。

第1号、住所、別海町野付63番地。

第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社。

第3号、代表者名、代表取締役曾根興三。

第3項としまして、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上で、議案第95号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第95号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 5 議案第 9 6 号

○議長（松原政勝君） 日程第 2 5 議案第 9 6 号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町スポーツセンター各施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 議案第 9 6 号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案の内容説明いたします。

議案書 4 8 ページをお開きください。

現在、公の施設であります別海町総合スポーツセンター各施設の管理運営に関しまして、平成 2 6 年 4 月 1 日より 3 カ年、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定し管理運営を実施しておりますが、来る平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって指定期間が満了することから、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日の指定期間満了に伴いまして、本年 8 月 3 1 日に役場内役場部長等で組織されます指定管理者選択委員会において、2 9 年度以降の指定管理者に関し、公募並びに指定期間について協議した結果、公募並びに指定期間は 3 カ年が妥当とされました。

9 月 3 0 日から 1 0 月 3 1 日までの間、公募を行った結果、現在、指定管理者である一般財団法人別海町地域振興財団の 1 団体から申請がありました。

1 1 月 2 4 日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第 5 条に基づく別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請がありました一般財団法人別海町地域振興財団から提出されました申請内容について、審査の結果、候補者として選定されたことから、指定について議決を求めるものであります。

以下、議案を読み上げ説明といたします。

公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

1 号、名称、別海町総合スポーツセンター各施設（別紙のとおり）。

2 号、所在地、（別紙のとおり）。

4 9 ページ「別紙」のとおり、施設の名称及び所在地については、「別海町町民体育館」から「別海町営テニスコート」までの 1 3 施設となっております。

第 2 項、指定管理者。

1 号、住所、別海町別海川上町 1 3 9 番地 1。

2 号、名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

3 号、代表者名、代表理事磯田忠雄。

3 項、指定の期間、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで。

以上で、議案第 9 6 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 9 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第26 報告第6号

○議長(松原政勝君) 日程第26 報告第6号専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

農政課長。

○農政課長(門脇芳則君) 報告第6号の内容を説明いたします。

議案書の50ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定に係る町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

51ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年11月24日、別海町長曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成28年9月20日、別海町別海常盤町280番地別海町役場駐車場内において、乙が所有する公用車に職員が乗車しようと左後部ドアを開けた際、公用車の左側に駐車していた甲が所有する車両に接触した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者、甲、別海町個人。

乙、別海町長曾根興三。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により車両損害料で金12万8,660円の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金12万8,660円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額につきましては、町が加入しております全国自治協会町村有物件共済保険により、全額保険金の支払いを受ける予定となっておりますので、あわせて報告いたします。

今後におきましては、職員への安全への徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第２７ 報告第７号から日程第２８ 報告第８号

○議長（松原政勝君） 日程第２７ 報告第７号の専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）、日程第２８ 報告第８号専決処分の報告について（町立中春別中学校外構工事請負契約）の２件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第７号及び報告第８号の内容説明をいたします。

議案の５２ページをお開きください。

報告第７号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年９月２１日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成２８年７月２８日議案第７０号により議決を経て締結した、町立中春別中学校外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「７,３９８万円（内消費税及び地方消費税額５４８万円）」を「７,４８０万８００円（内消費税及び地方消費税額５５４万８００円）」に改める。

変更の内容につきましては、花壇設置に伴い植生箇所が一部不用となり、法面工が減額となったものの、本工事に使用する再生コンクリート骨材を確保することができず、切り込み砂利に変更したことから、８２万８００円増額となったものです。

続きまして、議案の５３ページをごらん願います。

報告第８号専決処分の報告について。

本件につきましても、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年１１月２５日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成２８年７月２８日議案第７０号により議決を経て締結、平成２８年９月２１日専決処分した町立中春別中学校外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「７,４８０万８００円（内消費税及び地方消費税額５５４万８００円）」を「７,４８８万７,２００円（内消費税及び地方消費税額５５４万７,２００円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工事において、ネットフェンス及びバックネットの基礎コンクリート処理数量の確定、除雪作業を行う上で必要となるスノーボールの数量を変更したことなどから8万6,400円増額となったものです。

以上で、報告第7項及び第8号の内容説明を終わります。

◎日程第29 報告第9号から日程第30 報告第10号

○議長（松原政勝君） 日程第29 報告第9号専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）、日程第30 報告第10号専決処分の報告について（町立上西春別中学校外構工事請負契約）の2件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第9号及び報告第10号の内容説明をいたします。

議案の54ページをお開きください。

報告第9号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年9月21日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成28年7月28日議案第71号により議決を経て締結した、町立上西春別中学校外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,488万8,000円（内消費税及び地方消費税額628万8,000円）」を「8,643万2,400円（内消費税及び地方消費税額640万2,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、本工事に使用する再生コンクリート骨材を確保することができず、切り込み砂利に変更したことなどから、154万4,400円増額となったものです。

続きまして、議案の55ページをごらん願います。

報告第10号専決処分の報告について。

本件につきましても、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年11月25日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成28年7月28日議案第71号により議決を経て締結、平成28年9月21日専決処分した、町立上西春別中学校外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,643万2,400円（内消費税及び地方消費税額640万2,400円）」を「8,664万8,400円（内消費税及び地方消費税額641万8,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工事の概数の確定、消火栓の維持管理のため仕切り弁が必要となったことから、21万6,000円増額となったものです。

以上で、報告第9項及び第10号の内容説明を終わります。

◎日程第31 報告第11号

○議長（松原政勝君） 日程第31 報告第11号専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第11号の内容説明をいたします。

議案の56ページをお開きください。

報告第11号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年9月27日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成27年12月11日議案第96号により議決を経て締結、平成28年6月14日議案第63号により一部変更議決を経て変更契約を締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億5,959万1,600円（内消費税及び地方消費税額1,182万1,600円）」を「1億5,991万5,600円（内消費税及び地方消費税額1,184万5,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、防護柵工事、構造物撤去工事などの概数の確定により、32万4,000円増額となったものです。

以上で、報告第11号の内容説明を終わります。

◎議案第83号の訂正

○議長（松原政勝君） ここで、町側から訂正の申し出がありましたので、お受けいたしたいと思います。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 議案書の議案の6ページをお開き願います。

議案第83号の「別海町農業委員会の委員の定数に関する条例」についてですが、第1

条「目的」の文面の「この条例は、農業委員会に関する法律」となっておりますが、農業委員会の「会」と次の「に」の間に「等」ということで「等」が入りますので、「農業委員会等」に訂正していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすは一般質問を午前１０時から行いますので御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 ３時２３分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員